

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	株式会社池田泉州ホールディングス
【英訳名】	Senshu Ikeda Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 吉田 憲正 代表取締役社長兼CEO 服部 盛隆
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号（大阪梅田池銀ビル）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社池田銀行 執行役員企画部長 南地 伸昭 株式会社泉州銀行 経営企画部長 田原 彰
【最寄りの連絡場所】	株式会社池田銀行 大阪府池田市城南2丁目1番11号 株式会社池田銀行 企画部 株式会社泉州銀行 大阪府岸和田市宮本町26番15号 株式会社泉州銀行 経営企画部
【電話番号】	株式会社池田銀行 池田（072）751局3521番（代表） 株式会社泉州銀行 岸和田貝塚（072）423局2131番（大代表）
【事務連絡者氏名】	株式会社池田銀行 執行役員企画部長 南地 伸昭 株式会社泉州銀行 経営企画部長 田原 彰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	93,901,854,278円（注）本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社池田銀行（以下「池田銀行」といいます。）及び株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」といいます。）の平成21年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額148,901,854,278円から池田銀行の平成21年3月31日現在における第一種優先株式及び第二種優先株式の発行価額（簿価）の総額55,000,000,000円を差し引いた金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年6月10日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成21年6月16日に池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会、平成21年6月25日に池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、総会の決議があったものとみなされたこと、平成21年6月26日に池田銀行及び泉州銀行の定時株主総会並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会において株式移転計画が承認されたこと、また平成21年6月29日に池田銀行及び泉州銀行の有価証券報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。また、合わせて池田銀行の第87期定時株主総会議事録、池田銀行の普通株主による種類株主総会議事録、泉州銀行の第89期定時株主総会議事録、並びに、池田銀行の書面決議による「第一種優先株主による種類株主総会」議事録及び書面決議による「第二種優先株主による種類株主総会」議事録を添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

3 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1 株式移転計画の内容の概要

7 組織再編成に関する手続き

1 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

第2 統合財務情報

3 組織再編成対象会社（池田銀行及び泉州銀行）

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

（1）株式の総数等

発行済株式

5 役員の状況

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

(添付書類の追加)

池田銀行第87期定時株主総会議事録の写し

池田銀行普通株主による種類株主総会議事録の写し

泉州銀行第89期定時株主総会議事録の写し

池田銀行書面決議による「第一種優先株主による種類株主総会」議事録の写し

池田銀行書面決議による「第二種優先株主による種類株主総会」議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	940,231,599株 (注1, 2, 3)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です(注4, 5)。

(注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の普通株式の発行済株式総数25,927,437株及び泉州銀行の普通株式の発行済株式総数460,574,015株に基づいて記載しております。株式会社池田泉州ホールディングス(以下「当社」といいます。)が発行する普通株式数は、上記発行数に平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得するのと引換えに交付した泉州銀行の普通株式の数に1を乗じた数(但し、1株未満の端数については切り捨てるものとします。)を加えた数となる予定ですが、当社の設立までに、池田銀行及び泉州銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合等は、当社が発行する新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式は、金融庁長官の認可を前提として、平成21年5月25日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成21年6月26日に開催予定の池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本件株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

(注3) 池田銀行及び泉州銀行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。

(注4) 当社は、本届出書における新規発行株式たる普通株式の他、当社定款において第一種優先株式及び第二種優先株式に関する定めを設けております。第一種優先株式及び第二種優先株式の内容については、「第三部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式 (注5)」をご参照下さい。

(注5) 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	940,231,599株 (注1, 2, 3)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です(注4, 5)。

- (注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の普通株式の発行済株式総数25,927,437株及び泉州銀行の普通株式の発行済株式総数460,574,015株に基づいて記載しております。株式会社池田泉州ホールディングス(以下「当社」といいます。)が発行する普通株式数は、上記発行数に平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得するのと引換えに交付した泉州銀行の普通株式の数に1を乗じた数(但し、1株未満の端数については切り捨てるものとします。)を加えた数となる予定ですが、当社の設立までに、池田銀行及び泉州銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合等は、当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- (注2) 普通株式は、金融庁長官の認可を前提として、平成21年5月25日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)、平成21年6月16日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)、平成21年6月25日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)、平成21年6月26日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本件株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- (注3) 池田銀行及び泉州銀行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- (注4) 当社は、本届出書における新規発行株式たる普通株式の他、当社定款において第一種優先株式及び第二種優先株式に関する定めを設けております。第一種優先株式及び第二種優先株式の内容については、「第三部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式 (注5)」をご参照下さい。
- (注5) 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社池田泉州ホールディングス		
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯する業務を行います。		
(3) 本店所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号（大阪梅田池銀ビル）		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長	吉田 憲正	(現：泉州銀行 取締役頭取)
	代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者)	服部 盛隆	(現：池田銀行 取締役頭取)
	取締役	小川 昭一	(現：池田銀行 取締役副頭取)
	取締役	豊永 喬	(現：泉州銀行 取締役副頭取)
	取締役	小宮 昇	(現：池田銀行 専務取締役)
	取締役	伊藤 清継	(現：泉州銀行 専務取締役)
	取締役	昌尾 一弘	(現：池田銀行 専務取締役)
	取締役	瀧川 明秀	(現：泉州銀行 常務取締役)
	取締役	藤田 博久	(現：池田銀行 常務取締役)
	取締役	片岡 和行	(現：泉州銀行 顧問) (平成21年6月26日に泉州銀行の取締役に就任予定)
	取締役(社外)	畔柳 信雄	(現：三菱東京UFJ銀行 取締役会長)
	監査役	堀井 勝利	(現：池田銀行 監査役)
	監査役	辻 太保	(現：泉州銀行 監査役)
	監査役(社外)	今中 利昭	(現：池田銀行 監査役(社外))
監査役(社外)	佐々木 敏昭	(現：泉州銀行 監査役(社外))	
補欠監査役(社外) (社外監査役 佐々木 敏昭 の補欠監査役)	久保井 一匡	(現：泉州銀行 補欠監査役)	
補欠監査役(社外) (社外監査役 今中 利昭の 補欠監査役)	大橋 太朗	(現：池田銀行 監査役(社外))	
(5) 資本金	500億円		
(6) 純資産 (連結)	本件株式移転に伴う会計処理については、引き続き監査法人と協議中です。企業結合会計において、持分プーリング法もしくはパーチェス法のどちらが採用されるかにより、純資産の額は変動します。決定した純資産の額については、当社の平成21年度第3四半期報告書に記載されます。		
(7) 総資産 (連結)	本件株式移転に伴う会計処理については、引き続き監査法人と協議中です。企業結合会計において、持分プーリング法もしくはパーチェス法のどちらが採用されるかにより、総資産の額は変動します。決定した総資産の額については、当社の平成21年度第3四半期報告書に記載されます。		
(8) 決算期	3月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成21年10月1日時点では、以下の通りとなる予定です。池田銀行及び泉州銀行は、金融庁長官の認可、並びに、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認を前提として、平成21年10月1日（予定）に、本件株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(以下略)

(訂正後)

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社池田泉州ホールディングス		
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯する業務を行います。		
(3) 本店所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号（大阪梅田池銀ビル）		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長	吉田 憲正	(現：泉州銀行 取締役頭取)
	代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者)	服部 盛隆	(現：池田銀行 取締役頭取)
	取締役	小川 昭一	(現：池田銀行 取締役副頭取)
	取締役	豊永 喬	(現：泉州銀行 取締役副頭取)
	取締役	小宮 昇	(現：池田銀行 専務取締役)
	取締役	伊藤 清継	(現：泉州銀行 専務取締役)
	取締役	昌尾 一弘	(現：池田銀行 専務取締役)
	取締役	瀧川 明秀	(現：泉州銀行 専務取締役)
	取締役	藤田 博久	(現：池田銀行 常務取締役)
	取締役	片岡 和行	(現：泉州銀行 専務取締役)
	取締役(社外)	畔柳 信雄	(現：三菱東京UFJ銀行 取締役会長)
	監査役	堀井 勝利	(現：池田銀行 監査役)
	監査役	辻 太保	(現：泉州銀行 監査役)
	監査役(社外)	今中 利昭	(現：池田銀行 監査役(社外))
監査役(社外)	佐々木 敏昭	(現：泉州銀行 監査役(社外))	
補欠監査役(社外) (社外監査役 佐々木 敏昭 の補欠監査役)	久保井 一匡	(現：泉州銀行 補欠監査役)	
補欠監査役(社外) (社外監査役 今中 利昭の 補欠監査役)	大橋 太郎	(現：池田銀行 監査役(社外))	
(5) 資本金	500億円		
(6) 純資産 (連結)	本件株式移転に伴う会計処理については、引き続き監査法人と協議中です。企業結合会計において、持分プーリング法もしくはパーチェス法のどちらが採用されるかにより、純資産の額は変動します。決定した純資産の額については、当社の平成21年度第3四半期報告書に記載されます。		
(7) 総資産 (連結)	本件株式移転に伴う会計処理については、引き続き監査法人と協議中です。企業結合会計において、持分プーリング法もしくはパーチェス法のどちらが採用されるかにより、総資産の額は変動します。決定した総資産の額については、当社の平成21年度第3四半期報告書に記載されます。		
(8) 決算期	3月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成21年10月1日時点では、以下の通りとなる予定です。池田銀行及び泉州銀行は、金融庁長官の認可を前提として、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認に基づいて、平成21年10月1日（予定）に、本件株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（以下略）

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

（訂正前）

池田銀行と泉州銀行は、金融庁長官の認可、並びに、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、第一種優先株式の株主による種類株主総会及び第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認を前提として、平成21年10月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、池田銀行及び泉州銀行を株式移転完全子会社とする本件株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年5月25日の両行取締役会において作成致しました。なお、池田銀行と泉州銀行は、平成21年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により池田銀行及び泉州銀行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する「経営統合契約書」を締結しております。

株式移転計画に基づき、池田銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式18.5株、池田銀行の第一種優先株式1株に対して当社の第一種優先株式18.5株、池田銀行の第二種優先株式1株に対して当社の第二種優先株式18.5株、泉州銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。当該株式移転計画においては、平成21年6月26日に開催される池田銀行及び泉州銀行の定時株主総会及び池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、並びに、平成21年6月26日に開催予定の池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び第二種優先株式の株主による種類株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議をそれぞれ求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）、

（訂正後）

池田銀行と泉州銀行は、金融庁長官の認可を前提として、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、第一種優先株式の株主による種類株主総会及び第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認に基づいて、平成21年10月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、池田銀行及び泉州銀行を株式移転完全子会社とする本件株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年5月25日の両行取締役会において作成致しました。なお、池田銀行と泉州銀行は、平成21年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により池田銀行及び泉州銀行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する「経営統合契約書」を締結しております。

株式移転計画に基づき、池田銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式18.5株、池田銀行の第一種優先株式1株に対して当社の第一種優先株式18.5株、池田銀行の第二種優先株式1株に対して当社の第二種優先株式18.5株、泉州銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。当該株式移転計画に基づき、平成21年6月16日に池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会、平成21年6月25日に池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、当該株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議があったものとみなされ、又、平成21年6月26日に開催された池田銀行及び泉州銀行の定時株主総会及び池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議をそれぞれ行っております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）、

7【組織再編成に関する手続き】

（訂正前）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本件株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、池田銀行が発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに池田銀行においては泉州銀行の、泉州銀行においては池田銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、池田銀行及び泉州銀行の本店に平成21年6月11日よりそれぞれ備え置くこととされています。その他、池田銀行又は泉州銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことと致します。

の書類は、平成21年5月25日開催の池田銀行及び泉州銀行の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本件株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本件株式移転に伴う新株予約権の割当等に係る定め等の相当性に関する事項について説明した書類です。の書類は、池田銀行又は泉州銀行の平成21年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、池田銀行又は泉州銀行の平成21年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面です。

これらの書類は、池田銀行及び泉州銀行の本店で閲覧することができます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年3月31日（火）	定時株主総会基準日（両行）
平成21年5月25日（月）	経営統合契約及び株式移転計画承認取締役会（両行）
平成21年5月25日（月）	経営統合契約締結（両行）
平成21年6月26日（金）（予定）	株式移転計画承認定時株主総会（両行）
	普通株式の株主による種類株主総会（池田銀行）
	<u>第一種優先株主による種類株主総会（池田銀行）</u>
	<u>第二種優先株主による種類株主総会（池田銀行）</u>
平成21年9月25日（金）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（池田銀行）
平成21年9月25日（金）（予定）	大阪証券取引所上場廃止日（両行）
平成21年10月1日（木）（予定）	本件株式移転の効力発生日（当社設立登記日）
	当社株式上場日

但し、本件株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

（訂正後）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本件株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、池田銀行が発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに池田銀行においては泉州銀行の、泉州銀行においては池田銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、池田銀行及び泉州銀行の本店に平成21年6月11日よりそれぞれ備え置いております。その他、池田銀行又は泉州銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことと致します。

の書類は、平成21年5月25日開催の池田銀行及び泉州銀行の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本件株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本件株式移転に伴う新株予約権の割当等に係る定め等の相当性に関する事項について説明した書類です。の書類は、池田銀行又は泉州銀行の平成21年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、池田銀行又は泉州銀行の平成21年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面です。

これらの書類は、池田銀行及び泉州銀行の本店で閲覧することができます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年3月31日（火）	定時株主総会基準日（両行）
平成21年5月25日（月）	経営統合契約及び株式移転計画承認取締役会（両行）
平成21年5月25日（月）	経営統合契約締結（両行）
平成21年6月16日（火）	<u>第一種優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなされた日（池田銀行）</u>
平成21年6月25日（木）	<u>第二種優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなされた日（池田銀行）</u>
平成21年6月26日（金）	株式移転計画承認定時株主総会（両行） 普通株式の株主による種類株主総会（池田銀行）
平成21年9月25日（金）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（池田銀行）
平成21年9月25日（金）（予定）	大阪証券取引所上場廃止日（両行）
平成21年10月1日（木）（予定）	本件株式移転の効力発生日(当社設立登記日) 当社株式上場日

但し、本件株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

第2【統合財務情報】

3. 組織再編成対象会社（池田銀行及び泉州銀行）

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

主要な経営指標等の推移

（訂正前）

池田銀行

連結経営指標等

（中略）

- （注）1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、純損失が計上されているので、記載していません。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているので記載していません。
7. 平成20年度については、監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であります。

泉州銀行

連結経営指標等

（中略）

- （注）1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載していません。
6. 平成20年度の連結株価収益率は、1株当たり当期純損失金額となっているため記載していません。
7. 平成20年度については、監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であります。

(訂正後)

池田銀行

連結経営指標等

(中略)

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、純損失が計上されているので、記載しておりません。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているので記載しておりません。

泉州銀行

連結経営指標等

(中略)

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。
6. 平成20年度の連結株価収益率は、1株当たり当期純損失金額となっているため記載しておりません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

平成21年5月25日 池田銀行及び泉州銀行は、金融庁長官の認可、並びに、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の承認を前提として、取締役会において承認の上、「株式移転計画」を作成し、両行の経営統合に関する「経営統合契約書」を締結致しました。

平成21年6月26日 池田銀行及び泉州銀行の定時株主総会並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについてそれぞれ決議する予定です。なお、その他、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会についても平成21年6月26日に開催される予定であり、当該各種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについてそれぞれ決議する予定です。

平成21年10月1日 池田銀行及び泉州銀行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場する予定です。

（訂正後）

平成21年5月25日 池田銀行及び泉州銀行は、金融庁長官の認可、並びに、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の承認を前提として、取締役会において承認の上、「株式移転計画」を作成し、両行の経営統合に関する「経営統合契約書」を締結致しました。

平成21年6月16日 池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて、同種類株主総会の決議があったものとみなされました。

平成21年6月25日 池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて、同種類株主総会の決議があったものとみなされました。

平成21年6月26日 池田銀行及び泉州銀行の定時株主総会並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについてそれぞれ決議致しました。

平成21年10月1日 池田銀行及び泉州銀行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場する予定です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(訂正前)

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の設備投資等の概要については、両行の有価証券報告書(池田銀行 平成20年6月30日提出/泉州銀行 平成20年6月30日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の設備投資等の概要については、両行の有価証券報告書(池田銀行 平成21年6月29日提出/泉州銀行 平成21年6月29日提出)をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(訂正前)

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書(池田銀行 平成20年6月30日提出/泉州銀行 平成20年6月30日提出)及び四半期報告書(池田銀行 平成20年8月13日、同年11月28日及び平成21年2月10日提出/泉州銀行 平成20年8月14日、同年11月28日及び平成21年2月13日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書(池田銀行 平成21年6月29日提出/泉州銀行 平成21年6月29日提出)をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行並びに泉州銀行の連結会社の設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（池田銀行 平成20年6月30日提出 / 泉州銀行 平成20年6月30日提出）及び四半期報告書（池田銀行 平成20年8月13日、同年11月28日及び平成21年2月10日提出 / 泉州銀行 平成20年8月14日、同年11月28日及び平成21年2月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる池田銀行並びに泉州銀行の連結会社の設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（池田銀行 平成21年6月29日提出 / 泉州銀行 平成21年6月29日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成21年10月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	940,231,599株 (注1, 2, 3)	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注4)
第一種優先株式	111,000,000株 (注1, 2)	-	(注5)
第二種優先株式	115,625,000株 (注1, 2)	-	(注5)
計	1,166,856,599株	-	-

- (注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の普通株式の発行済株式総数25,927,437株、第一種優先株式の発行済株式総数6,000,000株及び第二種優先株式の発行済株式総数6,250,000株並びに泉州銀行の普通株式の発行済株式総数460,574,015株に基づいて記載しております。当社が発行する普通株式数は、上記発行数に平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得すると引換えに交付した泉州銀行の普通株式の数に1を乗じた数(但し、1株未満の端数については切り捨てるものとします。)を加えた数となる予定ですが、当社の設立までに、池田銀行及び泉州銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合等は、当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- (注2) 普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式は、金融庁長官の認可を前提として、平成21年5月25日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成21年6月26日に開催予定の池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本件株式移転に伴い発行する予定です。

(以下略)

(訂正後)

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	940,231,599株 (注 1, 2, 3)	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注4)
第一種優先株式	111,000,000株 (注 1, 2)	-	(注5)
第二種優先株式	115,625,000株 (注 1, 2)	-	(注5)
計	1,166,856,599株	-	-

- (注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の普通株式の発行済株式総数25,927,437株、第一種優先株式の発行済株式総数6,000,000株及び第二種優先株式の発行済株式総数6,250,000株並びに泉州銀行の普通株式の発行済株式総数460,574,015株に基づいて記載しております。当社が発行する普通株式数は、上記発行数に平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得すると引換えに交付した泉州銀行の普通株式の数に1を乗じた数(但し、1株未満の端数については切り捨てるものとします。)を加えた数となる予定ですが、当社の設立までに、池田銀行及び泉州銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合等は、当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- (注2) 普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式は、金融庁長官の認可を前提として、平成21年5月25日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)、平成21年6月16日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)、平成21年6月25日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)、平成21年6月26日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本件株式移転に伴い発行する予定です。

(以下略)

5【役員の状況】

平成21年10月1日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。(予定)

(訂正前)

役名 (注)1	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する池田銀行の株式数 (2) 所有する泉州銀行の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数 (注)2
(前略)						
取締役		瀧川 明秀	昭和24年12月23日生	昭和48年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行)入行 平成14年1月 UFJ銀行(現三菱東京UFJ銀行)審査第3部長 平成15年4月 泉州銀行営業副本部長 平成15年5月 同行常務執行役員営業副本部長 平成17年5月 同行常務執行役員営業副本部長 平成17年6月 同行常務取締役兼常務執行役員営業副本部長 平成20年2月 同行常務取締役兼常務執行役員特命担当 現在に至る	(注)3	(1)普通株式 株 (2)普通株式 12,000株 (3)普通株式 12,000株
取締役		片岡 和行	昭和27年5月19日生	昭和51年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行)入行 平成16年5月 同行企業部(大阪)部長(部付) 平成16年9月 同行執行役員法人カンパニー長補佐 西日本地区担当 平成17年6月 UFJセントラルリース執行役員大阪支店長 平成18年6月 同社常務執行役員大阪支店長 平成19年4月 三菱UFJリース常務執行役員 西日本事業カンパニー副担当 平成20年4月 同社常務執行役員西日本事業カンパニー担当 平成21年4月 同社常務執行役員西日本事業カンパニー担当兼西日本業務部長 平成21年6月 泉州銀行顧問 現在に至る	(注)3	(1)普通株式 株 (2)普通株式 株 (3)普通株式 株
(後略)						
計						(1)13,110株 (2)231,469株 (3)474,004株

- (注) 1 役名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。
- 2 所有する池田銀行又は泉州銀行の株式数は、平成21年3月31日現在の池田銀行及び泉州銀行の株式の所有状況に基づき作成しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 3 取締役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 取締役のうち畔柳信雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 5 監査役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 監査役のうち今中利昭及び佐々木敏昭の2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(訂正後)

役名 (注)1	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する池田銀行の株式数 (2) 所有する泉州銀行の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数 (注)2
(前略)						
取締役		瀧川 明秀	昭和24年12月23日生	昭和48年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行)入行 平成14年1月 UFJ銀行(現三菱東京UFJ銀行)審査第3部長 平成15年4月 泉州銀行営業副本部長 平成15年5月 同行常務執行役員営業副本部長 平成17年5月 同行常務執行役員営業本部長 平成17年6月 同行常務取締役兼常務執行役員営業本部長 平成20年2月 同行常務取締役兼常務執行役員特命担当 平成21年6月 同行専務取締役兼専務執行役員特命担当 現在に至る	(注)3	(1)普通株式 株 (2)普通株式 12,000株 (3)普通株式 12,000株
取締役		片岡 和行	昭和27年5月19日生	昭和51年4月 三和銀行(現三菱東京UFJ銀行)入行 平成16年5月 同行企業部(大阪)部長(部付) 平成16年9月 同行執行役員法人カンパニー長補佐 西日本地区担当 平成17年6月 UFJセントラルリース執行役員大阪支店長 平成18年6月 同社常務執行役員大阪支店長 平成19年4月 三菱UFJリース常務執行役員 西日本事業カンパニー副担当 平成20年4月 同社常務執行役員西日本事業カンパニー担当 平成21年4月 同社常務執行役員西日本事業カンパニー担当兼西日本業務部長 平成21年6月 泉州銀行顧問 平成21年6月 同行専務取締役兼専務執行役員 現在に至る	(注)3	(1)普通株式 株 (2)普通株式 株 (3)普通株式 株
(後略)						
計						(1)13,110株 (2)231,469株 (3)474,004株

- (注) 1 役名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。
- 2 所有する池田銀行又は泉州銀行の株式数は、平成21年3月31日現在の池田銀行及び泉州銀行の株式の所有状況に基づき作成しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株株式数は変動することがあります。
- 3 取締役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 取締役のうち畔柳信雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 5 監査役の任期は、平成21年10月1日である当社の設立日より、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 監査役のうち今中利昭及び佐々木敏昭の2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の経理の状況については、両行の有価証券報告書（池田銀行 平成20年6月30日提出 / 泉州銀行 平成20年6月30日提出）及び四半期報告書（池田銀行 平成20年8月13日、同年11月28日及び平成21年2月10日提出 / 泉州銀行 平成20年8月14日、同年11月28日及び平成21年2月13日提出）をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる池田銀行及び泉州銀行の経理の状況については、両行の有価証券報告書（池田銀行 平成21年6月29日提出 / 泉州銀行 平成21年6月29日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

(池田銀行)

事業年度 第86期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）平成20年6月30日関東財務局長に提出。

(泉州銀行)

事業年度 第88期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）平成20年6月30日関東財務局長に提出。

(訂正後)

(池田銀行)

事業年度 第87期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）平成21年6月29日関東財務局長に提出。

(泉州銀行)

事業年度 第89期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）平成21年6月29日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

(池田銀行)

事業年度 第87期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)平成20年8月13日関東財務局長に提出。事業年度 第87期第2四半期(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)平成20年11月28日関東財務局長に提出。事業年度 第87期第3四半期(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)平成21年2月10日関東財務局長に提出。

(泉州銀行)

事業年度 第89期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)平成20年8月14日関東財務局長に提出。事業年度 第89期第2四半期(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)平成20年11月28日関東財務局長に提出。事業年度 第89期第3四半期(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)平成21年2月13日関東財務局長に提出。

(訂正後)

(池田銀行)

該当なし。

(泉州銀行)

該当なし。

【臨時報告書】

(訂正前)

(池田銀行)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成21年6月10日)までに、以下の臨時報告書を提出(a)金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を平成21年2月2日に関東財務局長に提出。(b)金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成21年5月15日に関東財務局長に提出。(c)金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年5月25日に関東財務局長に提出。

(泉州銀行)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成21年6月10日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年5月25日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

(池田銀行)

該当なし。

(泉州銀行)

該当なし。

【訂正報告書】

(訂正前)

(池田銀行)

訂正報告書(上記 (a) の臨時報告書の訂正報告書)を平成21年2月12日に関東財務局長に提出。訂正報告書(上記 (a) の臨時報告書の訂正報告書)を平成21年3月16日に関東財務局長に提出。訂正報告書(上記 (a) の臨時報告書の訂正報告書)を平成21年3月27日に関東財務局長に提出。

(以下略)

(訂正後)

(池田銀行)

該当なし。

(以下略)

以上